

令和6年度

包括外部監査結果報告書 (概要版)

「基金に関する財務事務の執行について」

令和7年3月

岡山県包括外部監査人

公認会計士 難波 徹

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（監査テーマ）の選定理由	1
4. 監査対象部署	1
5. 包括外部監査の対象期間	1
6. 包括外部監査の方法	2
7. 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	2
8. 利害関係	2
第2 包括外部監査対象の概要	3
1. 岡山県の基金の状況	3
2. 令和5年度に設置している基金の一覧	5
3. 積立基金の直近10年間における残高推移	6
4. 運用の状況	7
第3 基金の事務手続	9
1. 基金の管理に関する事務	9
2. 基金の運用に関する事務	9
第4 包括外部監査手続の概要	12
1. 各基金について実施した手続	12
2. 基金の実在性の検証	12
第5 包括外部監査の結果	13
1. 監査の結果及び意見について	13
2. 監査の着眼点ごとの指摘事項及び意見	13
3. 監査の結果及び意見（全体意見）	14
第6 監査の結果（各論）	16
1. 三木記念事業基金	16
2. 財政調整基金	16
3. 県債管理基金	16
4. 公共施設長寿命化等推進基金	16
5. 再生可能エネルギー等推進基金	16
6. 職員退職手当基金	17
7. 土地開発基金	17
8. 環境保全・循環型社会形成推進基金	17
9. 文化振興基金	17
10. 岡崎嘉平太記念館基金	18
11. 新進美術家育成支援基金	18

12.	地域医療介護総合確保基金.....	19
13.	災害救助基金.....	19
14.	福祉基金.....	19
15.	社会福祉施設整備基金.....	19
16.	安心こども基金.....	19
17.	子ども災害見舞金基金.....	19
18.	愛とふれあいの基金.....	19
19.	後期高齢者医療財政安定化基金.....	19
20.	介護保険財政安定化基金.....	19
21.	地域介護活動支援等基金.....	19
22.	国民健康保険財政安定化基金.....	19
23.	国民健康保険保険者機能強化基金.....	20
24.	工業振興特別基金.....	20
25.	総合展示場コンベックス岡山整備基金.....	20
26.	市町村営団地開発促進事業基金.....	20
27.	新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援基金.....	20
28.	農業構造改革支援基金.....	20
29.	おかやま森づくり県民基金.....	20
30.	おかやまの森整備公社経営改善推進基金.....	20
31.	森林整備地域活動支援基金.....	20
32.	市町村森林経営管理支援基金.....	20
33.	県立学校施設等整備基金.....	21
34.	公立学校情報機器整備基金.....	21
35.	図書館等整備基金.....	21
第7	基金残高の实在性の検討.....	22
第8	おわりに.....	23

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日 法律第 67 号。以下、単に「法」という場合もある。）第 252 条の37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

基金に関する財務事務の執行について

3. 特定の事件（監査テーマ）の選定理由

県が保有する令和 4 年度末の基金は約1,748億円となっている。令和 5 年度の一般会計歳入予算総額8,022億円に対する基金残高の割合は約22%となっており、基金の重要性は高いといえる。

また、県の「令和 6 年度当初予算のあらまし」においても、今後も財政調整基金の取崩しが続くと思込まれていることや、歳出面における物価上昇、人件費上昇及び社会保障関係費の上昇など、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれる中で、基金の適切な活用は必要不可欠な状況であるといえる。

さらに、基金の運用面でも、日本銀行が2024年 3 月にマイナス金利政策を解除し、金利上昇傾向の環境下における運用効果の県の財政への影響も大きくなっていく環境下にある。

そこで、基金のあり方に関する県の基本方針を検証するとともに、当該基本方針と基金の現状が整合しているか、また、基金の管理・運用が適切かつ有効に実施されているか等について検討することは、今後の県の財政運営の観点からも有用であると判断し、特定の事件として選定した。

4. 監査対象部署

基金に関する財務事務の執行に関わる全部署

5. 包括外部監査の対象期間

原則として令和 5 年度分の執行分（必要に応じて他の年度分も対象とした。）

6. 包括外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

県が保有する各基金に関する財務事務（管理及び運用等）について、法令等への準拠性、有効性、効率性の視点を中心に、以下の事項を監査の着眼点とした。

- ・基金の管理に係る財務事務が、関係法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか。
- ・基金の運用に係る財務事務が、関係法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか。
- ・基金の事業への充当が、設置条例の目的等に照らして有効かつ効率的に実施されているか。
- ・基金の運用は効率的に行われているか。

(2) 監査手続

- ・各基金の所管部署に、監査人が作成した所定の調査票への記入を依頼した上で、当該調査票に基づきヒアリングを実施するとともに、関係書類の閲覧を行うことで、各基金の概要を把握する。
- ・令和5年度中の基金の増減内容を把握するとともに、その中からサンプルを抽出し、基金の増加が関係法令、条例、規則等に準拠して、適切に処理されているか、また、基金の事業への充当が、設置条例の目的等に照らして、適切に行われているかをヒアリングするとともに、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合により確認した上で、その有効性について検討する。
- ・基金の使用実績が乏しいと考えられる基金を中心に、今後の基金の活用又は運用計画が適切に立案されているか、ヒアリングを実施するとともに、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を実施する。
- ・令和5年度末の基金残高について、県による金融機関からの残高証明書等の照合状況を確認する。
- ・令和5年度における基金の運用状況について、ヒアリングを実施するとともに、関係書類の閲覧を行い、非効率な運用が行われていないか検討する。

7. 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公認会計士 難波 徹

(2) 補助者

公認会計士	黒田 直樹	公認会計士	大森 浩二
公認会計士	服部 紘児	公認会計士	富岡 真衣
弁護士	石井 克典		

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 包括外部監査対象の概要

1. 岡山県の基金の状況

(1) 基金の定義

基金とは、特定の目的のために準備された元手となる資金であり、地方自治体は、条例によって、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための資金又は財産を設置することができる。

(2) 基金の役割

- ① 歳入・歳出の著しい変動に対して年度間の財源を調整する。
- ② 特定の目的を持つ事業を複数年度にわたり安定的に運営する。

(3) 基金の分類

基金は、法第 241 条第 1 項の規定により、次の 2 種類に分類される。

積立基金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる基金 例えば学校の建設資金を確保するため、地方債の償還のために積み立てる資金又は財産である。これらの基金は、その設置目的を実現するためにそれから生ずる収益のみならず元本をも処分し使用することができる。
定額運用基金	特定の目的のために定額の資金を運用する基金 財源調達为目的で設置されるものではなく、一定額の前資金を運用することにより特定の事務又は事業を運営するために設けられるものである。例えば物品の集中購買等のために設けられるもの、資金の貸付けのために設けられるもの等をいう。

(4) 運用の分類

個別運用	基金ごとに経理及び運用商品を区分して個別に管理運用する手法 (長所) ・運用方法に基金所管部署の意向を反映しやすい ・運用収益の各基金への帰属が明確である (短所) ・不測の基金取り崩しに備え、各基金が一定の流動性を確保する必要があり、基金全体でみると過剰な流動性を有する結果になりやすい
------	---

一括運用	基金と預金債券の1対1の関係をなくし、複数の基金を一体のものと捉え、基金全体をまとめて管理運用する手法 (長所) ・基金全体で流動性を確保することで、全体の運用効率を高める事が可能 ・運用事務の集中化 (短所) ・運用収益の各基金への帰属が相対的に不明確
------	---

上記のとおり、個別運用は財産「管理」の観点では厳密性の高いやり方であるが、財産「運用」の観点では、スケールメリットがなく、必ずしも得策とは言い難く、県では、認められた基金は全て一括運用している。

繰替運用	季節的変動の大きい歳計現金の一時的な不足を補填するため、基金に属する現金を歳計現金の口座に移す（貸し付ける）ことである。 県では、各基金の条例において、「知事が、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる」と規定した基金のみ繰替運用が認められている。
------	--

2. 令和5年度に設置している基金の一覧

県が令和5年度に設置している基金は次のとおりである。なお、下記表の各基金残高は年度末（3月末）残高であり、出納整理期間後（5月末）の残高ではない。

令和5年度末 基金残高					(単位：百万円)	
No.	基金名	種別			合計	備考
		現金	債券	その他		
1	三木記念事業基金	51	-	-	51	
2	財政調整基金	34,390	4,762	-	39,152	
3	県債管理基金	27,069	44,469	-	71,538	
4	公共施設長寿命化等推進基金	15,266	2,114	-	17,380	
5	再生可能エネルギー等推進基金	593	-	-	593	
6	職員退職手当基金	7,276	1,007	-	8,283	
8	環境保全・循環型社会形成推進基金	1,164	161	-	1,325	
9	文化振興基金	1,018	641	-	1,659	
10	岡崎嘉平太記念館基金	130	18	-	148	
11	新進美術家育成支援基金	87	-	-	87	
12(1)	地域医療介護総合確保基金 (保健医療部分)	4,099	568	-	4,666	
12(2)	地域医療介護総合確保基金 (子ども福祉部分)	1,732	240	-	1,971	
13	災害救助基金	775	-	-	775	
14	福祉基金	819	113	-	932	
15	社会福祉施設整備基金	1,023	142	-	1,164	
16	安心こども基金	1,514	-	-	1,514	
17	子ども災害見舞金基金	51	7	-	58	
18	愛とふれあいの基金	299	-	-	299	
19	後期高齢者医療財政安定化基金	3,489	483	-	3,972	
20	介護保険財政安定化基金	2,154	-	-	2,154	
21	地域介護活動支援等基金	933	129	-	1,063	
22	国民健康保険財政安定化基金	3,080	426	-	3,507	
23	国民健康保険保険者機能強化基金	103	14	-	117	
24	工業振興特別基金	-	-	-	-	※1
25	総合展示場コンベックス岡山整備基金	330	46	-	376	
26	市町村営団地開発促進事業基金	209	-	-	209	
27	新型コロナウイルス感染症対応 中小企業支援基金	3,085	-	-	3,085	
28	農業構造改革支援基金	46	-	-	46	
29	おかやま森づくり県民基金	1,107	-	-	1,107	
30	おかやまの森整備公社経営改善 推進基金	8,499	-	-	8,499	
31	森林整備地域活動支援基金	21	-	-	21	
32	市町村森林経営管理支援基金	225	-	-	225	
33	県立学校施設整備基金	131	18	-	149	
34	公立学校情報機器整備基金	-	-	-	-	※2
35	図書館等整備基金	394	55	-	449	
積立基金 計		121,160	55,413	-	176,573	
7	土地開発基金	3,693	-	8,178	11,871	※3
定期運用基金 計		3,693	-	8,178	11,871	
基金 合計		124,853	55,413	8,178	188,443	

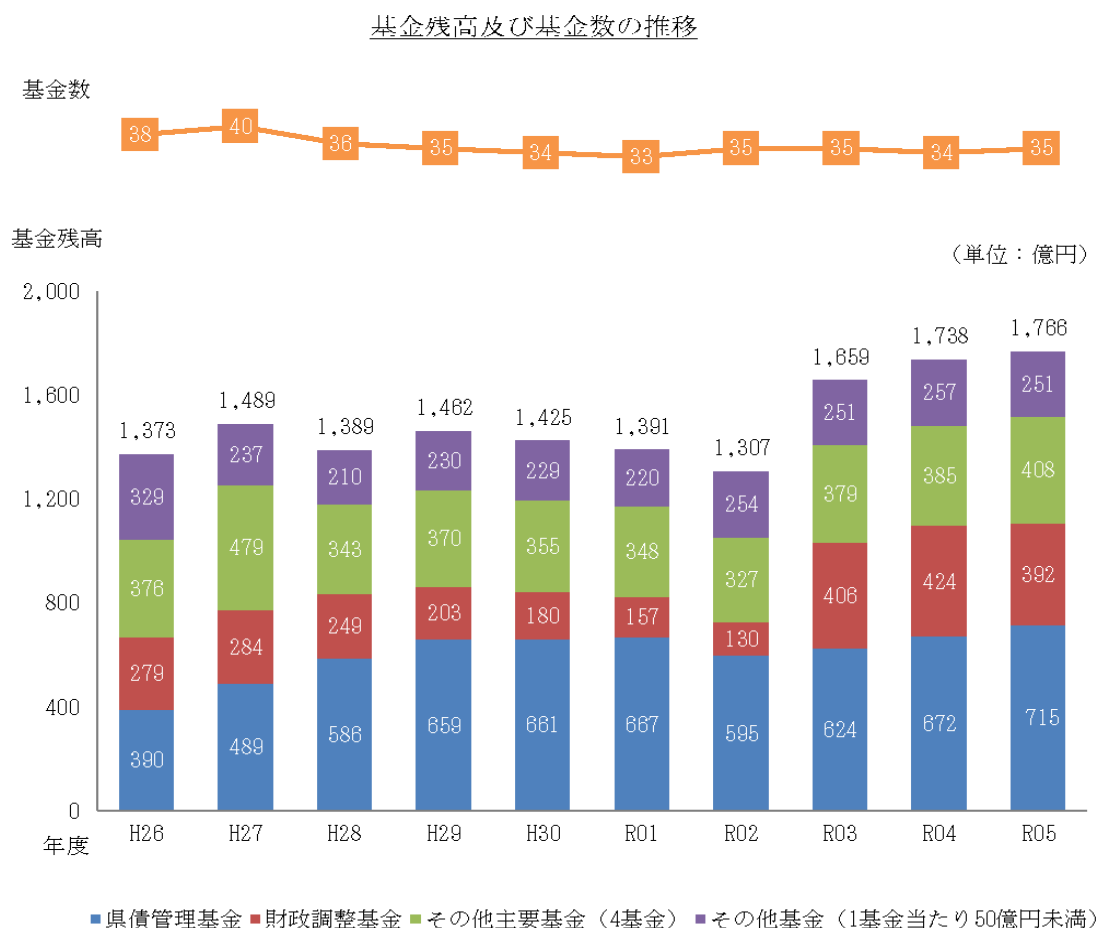
※1 令和6年度廃止予定

※2 令和6年3月22日新設

※3 「その他」の内訳は、土地 8,134 百万円および貸付金 44 百万円

3. 積立基金の直近 10 年間における残高推移

県の平成26年度から令和5年度までの10年間に保有する積立基金の年度末残高（4分類）及び基金数の推移は次の図のとおりである。



積立基金の残高は「県債管理基金」及び「財政調整基金」の2つで全体の約6割を占める。また、上記2つの基金の他、過去10年間の中で50億円を超える残高を有する基金が4つあり、当該基金を加えると、残高上位6つの基金で全体の約8割を占めている。

その他主要基金（4基金）

(単位：億円)

No.	基金名	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
4	公共施設長寿命化等推進基金	60	90	90	99	97	96	96	164	174	174
6	職員退職手当基金		40	40	60	60	60	50	50	50	83
12	地域医療介護総合確保基金	9	54	75	80	74	76	73	65	69	66
30	おかやまの森整備公社経営改善推進基金	307	295	138	131	123	115	108	100	93	85
その他主要基金 計		376	479	343	370	355	348	327	379	385	408

平成26年度から令和元年度までは「県債管理基金」が増加した一方、その他の基金は減少したため、基金全体としては概ね横ばいで推移した。

令和2年度において「県債管理基金」および「財政調整基金」が大きく減少しているが、新型コロナウイルス対策費用の捻出等による基金残高の減少である。一方で「その他基金（一基金当たり50億円未満）」が増加しているのは、新型コロナウイルス対策関連基金2つの新設による影響である。

令和3年度から基金残高が急増しているのは、主に「財政調整基金」の増加影響であるが、これは主に新型コロナウイルスに関する国からの交付金による。

基金数は、平成28年度から令和元年度までに臨時特例基金の廃止等により減少が進み、その後は新型コロナウイルス対策関連基金の新設等により概ね横ばいで推移した。

4. 運用の状況

(1) 運用区分

基金残高のうち、個別運用残高は640億円と約34.0%であり、一括運用残高が1,245億円と約66.0%を占めている。

「県債管理基金」、「文化振興基金」は一定の利回りが求められるため、一部債券を個別運用している。

「新進美術家育成支援基金」、「市町村営団地開発促進事業基金」については繰替運用が条例で認められていないため、個別に現金を運用している。

「災害救助基金」、「土地開発基金」は一括運用が認められていないが、繰替運用は認められているため、他の基金とは区分して繰替運用を行っている。

(単位：百万円)

No.	基金名	種別			合計
		現金	債券	その他	
3	県債管理基金	8,615	41,927	-	50,542
7	土地開発基金	3,693	-	8,178	11,871
9	文化振興基金	-	500	-	500
11	新進美術家育成支援基金	87	-	-	87
13	災害救助基金	775	-	-	775
26	市町村営団地開発促進事業基金	209	-	-	209
個別運用 計		13,379	42,427	8,178	63,983
一括運用 計		111,474	12,986	-	124,460
基金 合計		124,853	55,413	8,178	188,443

(注)「土地開発基金」の現金3,693百万円のうち、令和4年度末の現金残高3,650百万円が繰替運用されている。(令和5年度中の土地売却収入である54百万円や公共用地等取得特別会計に対する貸付及び償還などを除く。)

(2) 運用利息

令和元年度から令和5年度までの5年間の積立基金に属する現金（繰替運用を含む）及び債券運用に係る年度平均残高並びに運用利息の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	年度平均残高(A)	運用利息(B)	利回り(B/A)
令和元年度	144,969,139	279,317	0.193%
令和2年度	140,054,121	285,755	0.204%
令和3年度	135,959,697	311,791	0.229%
令和4年度	171,267,761	303,489	0.177%
令和5年度	174,075,649	339,493	0.195%

上記令和5年度の利回り0.195%の内、一部個別運用を実施している「県債管理基金」及び「文化振興基金」を除いた利回りは0.068%であり、「県債管理基金」は0.352%、「文化振興基金」は0.294%と、他よりも高い利回りとなっている。

第3 基金の事務手続

1. 基金の管理に関する事務

(1) 設置

基金は、特定の目的をもって条例で定めることにより設置される。

なお、法律で設置が義務付けられている基金として、財政調整基金（地方財政法）と災害救助基金（災害救助法）がある。

(2) 積立て・取崩し

基金及び基金運用益の積立ては、各会計年度の一般会計歳入歳出予算に計上したうえで実施する。なお、基金の運用益を基金に編入するかは各基金条例で定められている。

基金の取崩しは、設置条例で定めた特定の目的に充当する場合のみ可能であり、基金から直接目的事業に充当するのではなく、基金から一般会計に繰り出した上で充当することとなる。

(3) 財産管理

基金に属する現金は歳計現金の出納・保管と同様に、会計課が出納・保管を行っている（地方自治法第170条）。一方、基金に属する債券については、財政課が管理を行っている。

(4) 廃止

基金の処分は一部の処分と全部の処分があり、全部の処分は基金の廃止となるため、条例を廃止して処分することになる。

基金を廃止する場合は、条例を廃止したうえで、廃止した日付で基金残高の全てを取り崩し、一般会計に繰り戻す。

2. 基金の運用に関する事務

(1) 運用に関する基本的な方針

基金の運用について、地方自治法で「確実かつ効率的に運用しなければならない」ことが規定されている。

県では、基金を含む県資金の運用に関する基本的な事項を定める「岡山県公金運用方針」を策定している。この中の、「2 基本原則」において、県資金の運用は安全性を最も優先し、十分な流動性を確保した上で、可能な限り収益性の確保に努めることを

規定している。

その上で、「岡山県公金運用方針」「3 公金運用の基本的方針」において、歳計現金及び繰替運用を行う基金等については、現在の運用状況や過去の保有状況の推移等を踏まえ、将来運用可能な資金量を可能な限り正確に把握し、預金を基本とした安全性の高い資産運用を実施する事としている。

また、一括運用を行う基金については、歳計現金の資金繰りに支障をきたさない範囲内で債券による資金運用を行い、金利変動の影響を緩和する為、定期的に一定額を購入するラダー運用を基本としている。

具体的には、法律や条例により運用方法が規制されているものを除き、繰替運用する現金の額を決定し、残りの基金残高の範囲内で総務部財政課が原則、債券の一括運用を実施している。

総務部財政課において、ルールに従い、債券の購入先や金額を決定後、出納局会計課は運用資金を指定の金融機関に移管する。

(2) 基金計画の策定

各基金管理者は、「基金運用計画書の提出について」を総務部財政課に提出し、総務部財政課は、各基金の運用計画内容を確認後、1年間の基金の積み立て及び取崩しに関する計画書である「基金運用計画書」を3月に出納局会計課に提出する。

また、県は、公金を確実かつ有利に運用するため、「岡山県公金運用方針」に定めるところにより、岡山県公金運用会議を設置している。

岡山県公金運用会議は、総務部財政課長、土木部都市局都市計画課長、出納局会計課長及び企業局総務企画課長で構成され、四半期ごとに開催される定例会議において、審議している。

(3) 基金運用

歳計現金への繰替運用を行う場合には、総務部財政課から出納局会計課に対して「預金現金預託通知書」を提出して依頼する。

出納局会計課では、依頼を受けた預託基金を歳計現金の口座に移し、歳計現金とともに一元管理し、歳計現金等として次の基本原則に基づき運用する。

なお、出納局会計課では、運用先金融機関等を選定するに当たっては、利率のみならず、ペイオフ時における借入金との相殺可能額、その他の安全性を考慮したうえで選定している。

出納局会計課では、繰替運用を行っていた基金について、年度末に運用利息とあわせて、歳計現金口座から基金口座へ資金を戻している。運用利息は、出納局会計課が計算した繰替運用利息をもとに、年に1度、3月末時点での年度平均基金残高（日次）の割合で各基金に按分する。 $(\text{運用利息} \times \text{各基金年度平均残高（日次）} \div \text{繰替運用基金年度平均残高（日次）})$

一括運用を行う債券については、基金の設置目的に応じた管理をするとともに、歳計現金の資金繰りに支障を来さない範囲内で以下の基準に従い、債券による資金運用を行う。

出納整理期間においては、各基金の3月末時点の債券比率（債券残高÷現金及び債券残高）をもとに、翌年度のあるべき債券運用額を算定し、所管替え（現金から債券への振替）を実施する。

また、金利変動の影響を緩和するため、20年及び10年債を合わせて毎年10億円ずつ購入するラダー運用を基本としている。

運用利息は、総務部財政課が計算した一括運用利息をもとに、繰替運用利息と同様に、年に1度、3月末時点での年度平均基金残高（日次）の割合で各基金に按分する。 $(\text{運用利息} \times \text{各基金年度平均残高（日次）} \div \text{一括運用基金年度平均残高（日次）})$

定額運用基金である「土地開発基金」は、地方自治法に基づき、毎会計年度「基金運用状況報告書」を作成し、監査委員の審査を受けたうえで、議会に提出する必要がある。

(4) 基金残高の確認

財政課等からの情報に基づき、会計課において毎月、監査委員報告用に「基金計算書」を作成し、例月出納検査資料の一部として決裁のうえ、代表監査委員へ提出している。

基金計算書における各資産の残高確認は以下のとおり、実施されている。

資産種類	担当課	照合先帳票
普通預金	会計課	金融機関作成の基金収支対照表
大口定期預金	会計課	金融機関発行の残高証明書
繰替運用	会計課	金融機関作成の出納日計表
債券	財政課	証券会社発行の残高証明書

(財政課ヒアリングに基づき監査人作成)

第4 包括外部監査手続の概要

1. 各基金について実施した手続

(1) 基金概要の把握

概要を把握するため、基金所管部局に対し、調査票により回答を依頼した。

なお、各基金の概要説明は、当該調査票の回答結果に基づき作成している。

(2) 基金の積立・取崩方針及び課題等の把握

基金の積立・取崩方針及び課題等を把握するため、各基金所管部局に対し、調査票により回答を依頼した。

なお、各基金の積立・取崩方針及び課題等は、当該調査票の回答結果に基づき作成している。

(3) 基金の残高推移の把握

基金の残高推移を把握するため、各基金所管部局に対し、調査票により回答を依頼した。

なお、各基金の残高推移は、当該調査票の回答結果に基づき作成している。

(4) 各基金の運用益の把握

上記のほか各基金の運用益を把握するため、運用担当部局に対し、回答を依頼した。

(5) 事前ヒアリング

上記、各基金の事前調査票を依頼する前に、県における基金自体の概要把握等を目的として質問及び依頼資料を徴求し、監査対象を理解した。

(6) 各基金の個別ヒアリング

原則として、令和5年度に係る事務を対象として、基金及び基金充当事業の性質に応じて、質問・資料閲覧等の手続を実施した。

(7) 過年度包括外部監査結果に対する措置状況の確認

県では、過去において基金全体に関する包括外部監査を受けたことがない旨を確認した。

2. 基金の実在性の検証

令和6年3月末日の「基金関係計算書」における基金残高について、金融機関が発行した基金収支対照表・出納日計表・残高証明書等の書類、及び証券会社が発行した債券に係る残高証明書と照合し、その実在性を検証した。

第5 包括外部監査の結果

1. 監査の結果及び意見について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令又は規定等に照らして違反、又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

上記記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ現状の実務上における多様性から、必ずしも厳密で統一的な区分ができない場合があることを、ご承知おきいただきたい。

2. 監査の着眼点ごとの指摘事項及び意見

監査の着眼点		指摘事項	意見	総合意見
①	基金の管理に係る財務事務が、関係法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか。	指摘事項 2	意見 3 意見 7 意見 8 意見13	—
②	基金の運用に係る財務事務が、関係法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか。	—	—	—
③	基金の事業への充当が、設置条例の目的等に照らして有効かつ効率的に実施されているか。	指摘事項 1	意見 1 意見 4 意見 6 意見 9 意見10 意見12 意見14	全体意見 1
④	基金の運用は効率的に行われているか。	—	意見 2 意見 5 意見11	全体意見 2
合計		2 件	14件	2 件

3. 監査の結果及び意見（全体意見）

全体意見とは、各基金の管理及び基金の運用について個別に検討した結果、複数の基金に共通した事象を踏まえ、基金の管理及び運用に係る業務全般について改善又は検討を要すると判断した意見である。

《基金の管理に係る全体意見》

【全体意見1】

基金充当事業の今後の実施見込みに基づく基金残高の見直しについて

各基金について個別に検討した結果、次のような基金が認められた。

- ・ 基金充当事業による今後の使用見込みが現時点で明確でない基金
- ・ 現時点での今後の使用見込みに比して基金残高が過大又は過少と思われる基金
- ・ 設置目的のための特定の充当事業がなく、使用する見込みが不明確な基金

基金の役割は、年度間の財源調整を目的とする財政調整基金を除いて、単年度の予算措置が困難な事業について、特定の目的を持つ事業を複数年度にわたり運営することである。しかし、上記のような基金は、設置後の状況変化や基金充当事業の実施見込額の変動等により、特定の目的のための積立ての中に有効に活用されない部分も含まれていると思料される。

厳しい財政状況下で限られた財源を有効に活用するためには、特定の目的のための積立てに有効に活用されない部分が含まれている場合には、その部分も一般財源に含めて検討し、県の事業全体の中から優先順位が高いものに充当すべきであり、上記のような基金については特定の目的や使用見込みが具体化した時点で改めて計画的な積立てを開始する方が望ましいと考える。

したがって、基金充当事業による今後の使用見込みが不明、必要額に比して基金残高が過大、又は特定の充当事業がないような場合で、かつ一般財源により造成されている基金については、特定の目的を持つ事業の必要額を整理し、基金の適正規模を上回る部分について、いったん一般会計に繰り戻すことを検討することが望まれる。

【全体意見2】

運用にかかる知識・ノウハウの習得と外部専門家等の活用の検討について

運用については財政課及び会計課が担当部署であるが、公金運用であるため、より保守的な運用方針での運用になる点は否めないと考えている。

しかし、昨今の金利上昇環境下においては、より安定的で効率がよい運用手法を日々検討し実現することは、県の財政状況に対して好影響をこれまで以上に及ぼす可能性があるため、新たな知識・ノウハウを習得し、かつ中長期となる運用期間にわたり運用方針を継続していくことは、より意義があると考ええる。

したがって、他の先進的な地方自治体への訪問や、債券運用や資金調達に関する専門的な知見を有する外部人材をアドバイザーとして招聘するなどにより知識・ノウハウを習得するとともに、定期的な人事異動があっても中長期の統一した運用・調達方針を継続できる組織体制の整備について検討することが望まれる。

第6 監査の結果（各論）

1. 三木記念事業基金

【意見1】

現在、当基金で実施される事業は、個人に対する表彰のみとなっており、団体に対する助成は推薦者の減少を理由に事業が休止されているが、所管部署においては、毎年、関係者への聴取等により推薦に値する団体の有無について情報収集しているところである。ただし、当基金の設立の目的には、「地域社会の発展に貢献した者を顕彰し、又は助成する」との記載があり、表彰に値する者については、より広く表彰するのが基金の目的に合致することから、助成金対象の推薦についても、募集を再開することを検討することが望まれる。

【意見2】

現在、当基金の運用は預金により行われているが、金利が低いことから運用益として積み立てられる金額も僅かとなっている。一方で、近年の金利の上昇により、長期の国債等では金利が上昇し預金での運用と比較して相当程度有利な状況となっている。

当基金については、賞の受賞関連費用が基金取り崩しの大部分となっているが、当該事業費については百万円超の規模であり、基金残高約50,753千円を有効に運用することで取崩の一定の割合についてまかなうことも可能と考えられる。

毎年の事業費について大幅な変動が見込まれないのであれば、基金残高の一部についてより有利な条件での運用を行うよう検討することが必要である。

2. 財政調整基金

指摘事項及び意見は発見されなかった。

3. 県債管理基金

指摘事項及び意見は発見されなかった。

4. 公共施設長寿命化等推進基金

【意見3】

県では、岡山県公共施設マネジメント方針において、長寿命化を行わない場合の公共建築物の今後40年間の修繕・更新費は約4,423億円（約111億円/年）と試算しているのに対し、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針に基づく取組を行った場合には、使用年数の20年延長により今後40年間の修繕更新費用は、約2,536億円（約63億円/年）となり、約47億円/年の削減効果が見込まれると試算している。

上記に必要な費用について、年度ごとの負担額が過度に変動しないようにするために基金が活用されることになるが、将来における長寿命化に要する金額が多額になることが予想されることから、収支の動向も踏まえながら積み増す方針となっている。

財政的見地からだけでなく、岡山県公共施設マネジメント方針等を参考に今後の施設整備見通しを踏まえながら、着実な積立を行い、将来の長寿命化等の施設整備費に活用できるよう基金残高を確保していくことが望まれる。

5. 再生可能エネルギー等推進基金

指摘事項及び意見は発見されなかった。

6. 職員退職手当基金

指摘事項及び意見は発見されなかった。

7. 土地開発基金

【意見4】

県では、平成29年度の包括外部監査により、土地開発基金の保有する土地の有効活用について積極的に売却すべきとの意見が付されており、未利用県有財産の活用を図るべく県のホームページにおいて売却予定の土地の情報を掲載している。

ただし、県のホームページに掲載されている土地は、当基金に計上されている土地の一部であり、未掲載の土地の中には、岡山市中心部の土地が含まれるなど、民間での需要が高いと考えられる物件も含まれている。県が保有するこれら土地については、県自体が活用することも選択肢の1つであるものの、一方で利用されない限りにおいては管理コストの負担が生じるのみである。これに対し、民間への賃貸による賃料収入、あるいは売却による売却代金の収受、その後の税収等を考慮して、より有効な利用方法を積極的に検討すべきである。

また、他の自治体では施設整備が概ね完了したことを理由として土地開発基金を廃止する事例も見られており、将来的な新たな土地の取得可能性が低いのであれば、基金の存続自体についても検討すべきと考えられる。

【意見5】

土地開発基金において管理されている預金残高3,693,033千円については今後、積極的に土地の取得に活用される可能性は低いと考えられる。したがって、流動性の高い預金として保有する必要性も低いことから、より有効な運用を図ることが望まれる。

さらに、現在保有されている資金残高について必要額を再考し、将来的に土地の取得に要する見込みが低い金額については、一般会計に繰り戻すことも検討すべきである。

8. 環境保全・循環型社会形成推進基金

指摘事項及び意見は発見されなかった。

9. 文化振興基金

【意見6】

平成23年に設置の目的が類似することから旧「岡山県文化振興基金」と「岡山県文化事業振興及び美術金取得基金」を統合し、現在の「岡山県文化振興基金」となっている。

統合時点で、当基金の残高は20億円であり、その内訳は、①岡山県郷土文化財団の活動を助成する経費の財源に充てる10億円、②岡山県立美術館の美術品を取得する経費の財源に充てる5億円、③文化事業を円滑に実施する経費の財源に充てる5億円であった。

このうち、③については事業に充当し、継続的に取り崩しているものの、①については、全く取り崩しが行われておらず、②については平成27年度に1度、取り崩しを行ったのみである。

現在、③のみの充当では5年程度で③の残高が枯渇することが予想されるため、様々な対応方法が検討されているところであるが、基金統合時点で③の残高が5億円であり、毎年の取崩が25百万円程度あれば20年程度で基金が枯渇することは想定できたはずである。

同一の基金の中で、①、②を充当しないのであれば基金を統合した意義も乏しいことから、③の枯渇が懸念される現状や、基金統合から10年以上経過していることを踏まえ、文化振興基金の今後の在り方を含めた検討をすることが望まれる。

10. 岡崎嘉平太記念館基金

【指摘事項１】

岡崎嘉平太記念館基金は、岡崎嘉平太記念館の建設を目的としてH13年に設置されたものであるが、その後計画の変更により、基金の設置から20年以上経過した現在においても建設の予定はなく、運用益の積立のみで取崩実績はない。

岡山県としては将来的に記念館の建設の可能性がゼロではないため、残しているとのことであるが、仮に記念館を建設した場合、建設コスト増加の現在の環境下においては、追加的な維持管理コストも一定金額発生し、さらには多額の一般財源からの追加的支出も発生することが予想される。当該状況を踏まえ、記念館建設の是非を検討するとともに、今後の基金の在り方を検討すべきである。

11. 新進美術家育成支援基金

【意見７】

寄附として受け入れた普通株式5万株について、配当金収入のみを基金に積立てることとし、株式自体は一般会計で所管している。この点、岡山県では寄附された株式を一般会計又は基金で保有しなければならないことを定めた条例・規則等は存在しない。

企業会計においては、上場株式については期末時点の時価評価額において認識されることから、当該基金残高についても、寄附時点の株式の時価相当額ではなく、毎年度末の株式の時価相当額にすることが、実質価値を表現できるため望ましい。

具体的には、株式自体を一般会計で所管する場合には、寄附時点の株式時価相当額を一般会計から当該基金に積み立て、毎年度、株式の時価評価額に合わせ残高を増減させる又は、寄附株式を基金にて保有し、時価評価する運用を基準等で明らかにすることなどが考えられる。

【意見８】

当基金の存続は、今後も寄附された株式からの配当金収入が現在の水準で維持されることが前提となっている。

管理所管部署によると、令和6年以降、毎年度の基金取崩しは10,000千円程度を予定しているとのことであるが、これは令和5年度の配当金収入が今後も維持されることを前提としたものである。

ここで、寄附された株式の配当金の推移（予想含む）は以下のとおりである。

対象年度	年間配当（株）
令和3年3月期	35円
令和4年3月期	45円
令和5年3月期	50円
令和6年3月期	50円
令和7年3月期	50円（予想）

（出典：株式会社の開示書類をもとに監査人作成）

上記配当額は株式分割後に引き直した1株当たり配当額を記載している。

上場株式の配当は、每期安定的に行われる保証はなく、基金を維持するための原資としては非常に不安定な財源と言える。このため所管部署においては毎期の配当実績を基に、寄附者と都度

協議を実施し対応してきたところである。しかし、基金の継続のためには、都度協議ではなく、「年間の配当状況を勘案して、基金の取り崩しを実施する」といった基金運用ルールを整備することが望まれる。

12. 地域医療介護総合確保基金

指摘事項及び意見は発見されなかった。

13. 災害救助基金

指摘事項及び意見は発見されなかった。

14. 福祉基金

指摘事項及び意見は発見されなかった。

15. 社会福祉施設整備基金

指摘事項及び意見は発見されなかった。

16. 安心こども基金

【意見9】

国からの交付金について、令和11年度までの長期的な事業であるため、計画を立て最大限利用することが望ましい。

17. 子ども災害見舞金基金

【意見10】

対象となる災害の発生の有無について積極的に調査し、子ども家庭課のHPで子ども災害見舞金の案内を常時行うことが望ましい。

18. 愛とふれあいの基金

指摘事項及び意見は発見されなかった。

19. 後期高齢者医療財政安定化基金

指摘事項及び意見は発見されなかった。

20. 介護保険財政安定化基金

【意見11】

基金の運用について、以前から債券の一括運用をしていない。基金条例では債券の一括運用は可能であり、平成28年度以降、貸付実績もなく、貸付需要は高くないことも踏まえ、できるだけ効率的な運用を行うためにも、債券の一括運用を検討することが望ましい。

21. 地域介護活動支援等基金

指摘事項及び意見は発見されなかった。

22. 国民健康保険財政安定化基金

【意見12】

保険者努力支援制度では、取組状況や取組内容に応じて評価され交付金の額が決定する。都道

府県別獲得点について、岡山県は令和５年度で114点中47点を獲得し、全国順位は47都道府県中38位となっている。保険者努力支援制度を有効活用できているとは言い難い状況である。目標額を設定するなど、県を挙げての取組実施を積極的に検討することが望ましい。

23. 国民健康保険保険者機能強化基金

指摘事項及び意見は発見されなかった。

24. 工業振興特別基金

【指摘事項２】

当基金は、平成５年度以降、基金の積立、取崩の実績がなく、残高ゼロのままとなっている。積立財源である電力移出県等交付金の交付要件が緩和されるなど、今後積立てられる可能性があるため存続させたという経緯があり、令和６年３月に既に部内では廃止を議会上程することを決定しているものの、その意思決定に相当な時間を要しており、過去において十分な検討がなされたとは言い難い。

基金の設置目的に照らし、不要と考えられる場合には、適時に廃止の手続きを取ることが望ましい。

25. 総合展示場コンベックス岡山整備基金

【意見13】

施設全体のおおまかな修繕等の計画は存在するものの、金額については大規模修繕のみ、また億円単位で示された簡易的なものである。平成３年に建設されて以降、30年以上経過していることから、今後も修繕の必要性が高まることが想定され、また基金からの充当についても具体的な計画が必要となることから、より詳細な修繕計画を作成することが望ましい。

26. 市町村営団地開発促進事業基金

指摘事項及び意見は発見されなかった。

27. 新型コロナウイルス感染症対応中小企業支援基金

指摘事項及び意見は発見されなかった。

28. 農業構造改革支援基金

指摘事項及び意見は発見されなかった。

29. おかやま森づくり県民基金

指摘事項及び意見は発見されなかった。

30. おかやまの森整備公社経営改善推進基金

指摘事項及び意見は発見されなかった。

31. 森林整備地域活動支援基金

指摘事項及び意見は発見されなかった。

32. 市町村森林経営管理支援基金

指摘事項及び意見は発見されなかった。

33. 県立学校施設等整備基金

【意見14】

担当課における寄附金の管理資料を閲覧したところ、学校の設定した目標額に達し、かつ目的とした事業が完了したものについて、余剰金が生じているケースが散見される。令和5年度の時点でこれに該当する残額が37,632千円となっている。寄附により集められた資金については、寄附者の意思を尊重することが重要であるため、安易に他の学校の不足額の補てんに流用されるべきものではないが、一方で活用されないまま残置される状況も望まれないものと考えられる。

したがって、余剰が生じた場合には、可能な限り対象となった学校において有効に活用されることが望ましいと考えられる。

34. 公立学校情報機器整備基金

指摘すべき事項等は発見されなかった。

35. 図書館等整備基金

指摘事項及び意見は発見されなかった。

第7 基金残高の实在性の検討

1 基金管理簿「基金関係計算書」の整備及び運用状況

(1) 実施した手続

基金に関する管理簿として、月次で「基金関係計算書」が適切に作成され、決裁の上、代表監査委員に適切に提出されているかという観点で、会計課に対する質問、基金計算書及び決裁書の閲覧を実施した。

(2) 結果

会計課が、令和5年度4月～令和6年3月の毎月「基金関係計算書」を作成し、決裁の上、代表監査委員へ例月出納検査資料として提出されていることを確かめた。

さらに、令和6年3月末については、監査事務局が作成した「令和5年度現金出納検査結果報告書（一般会計・特別会計・基金）」が、岡山県知事に対して結果報告されていることも確かめた。

2 基金管理簿上の残高の实在性

(1) 実施した手続

令和6年3月末日時点において、基金に属する普通預金残高、大口定期残高、債券残高及び繰替運用残高が実在するかという観点で、基金関係計算書上の残高について、金融機関等が作成した外部証憑との照合を実施した。

(2) 結果

資産種類	残高	外部証憑	結果
普通預金	67,621,526円	岡山県指定金融機関 発行 「基金収支対照表」	一致 なお、令和6年3 月中の受入額及び 払出額についても 一致していた。
大口定期 預金	208,000,00円	預け先金融機関発行 「残高証明書」	一致
債券	55,413,039,305円	各証券会社発行 「残高証明書」	一致
繰替運用	124,405,516,203円	岡山県指定金融機関 発行 「出納日計表（その 4）」	一致

第8 おわりに

国において、行財政改革の一環として、政府は国の基金に基づく200の事業すべてを対象に、無駄がないかなどを点検してきた。令和6年4月に、政府はすでに役割を終えたとして15の事業を廃止する方針を固め、合わせて5,400億円余りを使う見込みがなくなったとして基金から国庫に返納させるとした。

さらに基金自体のあり方について、対象事業の終了時期が設定されず、必要性も十分検討されないまま存続され、行政の透明性や効率性の低下につながった可能性もあるとして、今後は、事業に原則10年の期限を設け、効果を検証する仕組みもつくるとしている。

国における基金に関しての、上記の事象は、県においても例外ではなく、近年における基金残高の増加傾向やいわゆる「休眠基金」に近い基金の存在を完全に否定できる状況ではないと考え、今回の監査において、すべての基金を対象に個別に検討を実施し、指摘事項及び意見を列挙したところである。

一方、国内外をはじめ、金利上昇局面の環境下にあることから、残高にスケールがある基金について、より安全かつ効率的な運用を実現する効果はより一層増す状況にあることから、今後の運用の在り方についても検討を実施していただきたい。

監査人としては、今回の監査において、指摘事項又は意見とした点については、岡山県において真摯に受け止めて改善を検討することをお願いするとともに、今後の検討の一助となれば幸甚である。

最後に、本件の包括外部監査において対象となった担当職員各位及び岡山県行政改革推進室の担当職員に多大なるご協力をいただいたことについて、心より感謝を申し上げて、本件の包括外部監査を終えることとする。

以 上